

議案第25号

平成20年度鳥取県母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補 正予算

平成20年度鳥取県の母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ30,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ108,125千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成21年2月19日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 諸 収 入		千円 76,952	千円 △ 30,000	千円 46,952
	2 貸付金元利収入	76,640	△ 30,000	46,640
歳 入 合 計		138,125	△ 30,000	108,125

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1	母子寡婦福祉資金 貸付事業費	千円 138,125	千円 △ 30,000	千円 108,125
	1 母子寡婦福祉資金 貸付事業費	138,125	△ 30,000	108,125
歳 出 合 計		138,125	△ 30,000	108,125